

第195回定例研究会

2月20日(木)

於: 国労会館および Zoom

「フリーランス新法」の意義と課題

報告: 萩原 繁之 氏 (静岡県労働研究所 理事長・弁護士)

1 「フリーランス新法」とは何か。その成立の背景

- ・「雇用によらない働き方」をする人々 「フリーランス」の増大
- ・雇用によらない=『労働者』ではない
→労働者に与えられている労働法制、社会保障法制上の保護が及ばない。
- ・雇用によらない働き方・フリーランスの就業者「事業者」を保護する必要性
→フリーランス新法の登場
「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」
- ・特定受託事業者(フリーランス)と取引する企業などに対する規制などを定める。
昨年11月から既に施行。

2 フリーランス新法=特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 の内容

二元体制

- ・取引の適正化 公正取引委員会と中小企業庁
不公正取引の防止、下請業者保護と同様
- ・就業環境の整備 厚生労働省
労働者保護に準ずる

(1) 取引の適正化

給付内容等の明示

報酬の支払期日 60日以内

遵守事項

帰責事由がない受領拒絶、報酬減額、引取らせること、低額報酬 禁止

(2) 就業環境の整備

- ・委託業者への義務づけ
募集情報の的確な表示
妊娠、出産、育児、介護への配慮
ハラスメント防止
契約解除の予告、解除理由開示
- ・違反について厚生労働大臣への申出
厚生労働大臣の勧告、命令等

◎「フリーランス」が労災保険の「特別加入」

の対象となりました。

3 新法への疑問、問題点

(1) そもそも

偽装請負、偽装業務委託 「労働者」に当たる者は、本法の保護を考える前に労働者保護法により保護されるべき

(2) 法内容の不十分点

① 給付内容と募集情報の間にあるべき契約内容明示義務

② 「特定受託事業者」第2条1項には「労働者」に当たる者も含まれる?

他人の指揮命令下で労務提供を行う者も該当しうる。

③ 下記の下請法に当たる不払い禁止がない!

一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。

二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。

三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

(3) 実施体制の不安

① そもそも二元体制で大丈夫か?

中小企業庁は経済産業省の外局

② 人員体制が足りているのか?

(4) 結論

まだまだ不十分。これから改正してより良くしていくべきもの。

「ない方が悪い悪法」ではなからう。

4 今後の課題展望

(1) 労働者概念の明確化と労働者保護のさらなる徹底

(2) 法改正のための運動、働きかけ

(3) 労働者とフリーランスとの協力、連携強化

*連絡先: 〒420-0851 静岡市葵区黒金町55番地 静岡交通ビル3階301号 (静岡県評内)

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@cy.tnc.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>